

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 平成27年7月27日

【会社名】 株式会社天満屋ストア

【英訳名】 TENMAYA STORE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 野口重明

【本店の所在の場所】 岡山市北区岡町13番16号

【電話番号】 岡山(086)232局7266番

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部長兼経理部長
加島誠司

【最寄りの連絡場所】 岡山市北区岡町13番16号

【電話番号】 岡山(086)232局7266番

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部長兼経理部長
加島誠司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年7月27日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社の連結子会社である株式会社天満屋ハピーマートを消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該吸収合併の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

| | |
|--------|-----------------------|
| 商号 | 株式会社天満屋ハピーマート |
| 本店の所在地 | 岡山市北区岡町13番26号 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 森下 和幸 |
| 資本金の額 | 250,000千円(平成27年2月期) |
| 純資産の額 | 1,500,388千円(平成27年2月期) |
| 総資産の額 | 9,660,718千円(平成27年2月期) |
| 事業の内容 | スーパーマーケットの経営 |

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

| | 平成25年2月期 | 平成26年2月期 | 平成27年2月期 |
|-----------|------------|------------|------------|
| 売上高(千円) | 16,511,747 | 16,384,035 | 16,138,751 |
| 営業利益(千円) | 460,291 | 383,762 | 448,204 |
| 経常利益(千円) | 375,153 | 305,394 | 375,446 |
| 当期純利益(千円) | 72,620 | 110,935 | 199,293 |

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

| | |
|------------------------|------------|
| 大株主の名称 | 株式会社天満屋ストア |
| 発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 | 100.00% |

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

| | |
|------|------------------------------|
| 資本関係 | 当社は相手会社の発行済株式総数の全てを保有しております。 |
| 人的関係 | 役員の兼任があります。 |
| 取引関係 | 一部商品で取引があります。 |

(2) 吸収合併の目的

株式会社天満屋ハピーマートは岡山県と広島県、鳥取県の一部でスーパーマーケットを展開し、当社グループの小売事業の一角を担ってまいりました。

本合併は、小売事業を取り巻く環境の変化が予想されるなか、グループ経営の一層の効率化を目的とするものであります。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

合併の方法

当社を存続会社、株式会社天満屋ハピーマートを消滅会社とする吸収合併によります。

吸収合併に係る割当ての内容

該当事項はありません。

その他の吸収合併契約の内容

合併契約の内容は、添付の「合併契約書(写し)」の通りです。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

本合併に際して新株式の発行、新株式の割当ては行わないため、該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

| | |
|--------|-------------------------|
| 商号 | 株式会社天満屋天満屋ストア |
| 本店の所在地 | 岡山市北区岡町13番16号 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 野口 重明 |
| 資本金の額 | 3,697,500千円(平成27年2月期) |
| 純資産の額 | 14,891,987千円(平成27年2月期) |
| 総資産の額 | 49,668,981千円(平成27年2月期) |
| 事業の内容 | 食料品、雑貨、衣料品の小売業(チェーンストア) |

合併契約書

株式会社天満屋ストア（本店住所 岡山市北区岡町13番16号。以下、「甲」という。）と株式会社天満屋ハピーマート（本店住所 岡山市北区岡町13番26号。以下、「乙」という。）とは、両社の合併に関して、次のとおり契約する。

第1条（存続会社と解散会社）

甲は乙を合併して存続し、乙は解散するものとする。

第2条（合併方式）

本合併は、甲においては会社法第796条第2項に規定する簡易合併であり、乙においては会社法第784条第1項に規定する略式合併であるため、それぞれ株主総会の承認決議を得ることなく合併する。

第3条（本合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の全株式を所有しているため、乙の株主に対してその株式に代わる金銭等の交付は行わないものとする。

第4条（甲の資本金等）

本合併により、甲の資本金および準備金は増加しない。

第5条（合併効力発生日）

甲および乙の合併効力発生日は平成28年3月1日とする。但し、この日までに合併に関し必要な手続きが終了しないとき、その他止むを得ない事情があるときは甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（引継ぎ）

乙は、その作成による平成27年2月28日現在の貸借対照表および財産目録を基礎とし、効力発生日前日までの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を効力発生日において甲に引き継ぐものとする。

- 乙は、前項期日後効力発生日に至る間におけるその資産負債の変動は、これを別に計算書を添付してその内容を明確ならしめるものとする。

第7条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲および乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（従業員の処遇）

甲は、乙の従業員のうち合併効力発生日現在在籍する者を甲の従業員として引き続き雇用する。但し、勤続年数については乙におけるそれぞれの年数を引き継ぎ、その他の取り扱いについては甲乙協議の上、別途定める。

第9条（合併条件の変更および合併契約の解除）

本契約締結後合併効力発生日に至るまでの間において天災地変その他の事由により甲または乙の資産あるいは経営状態に著しい変動が生じたときは甲乙協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（解散費用）

乙の解散に必要な費用は、全て甲の負担とする。

第11条（本契約に規定外の事項）

本契約書に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲および乙が協議の上、これを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年7月27日

- 甲 岡山市北区岡町13番16号
株式会社天満屋ストア
代表取締役社長 野口 重明

- 乙 岡山市北区岡町13番26号
株式会社天満屋ハピーマート
代表取締役社長 森下 和幸